

## OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）

### 管理・運営計画策定業務委託及び基本設計委託受託事業者候補審査選定委員会設置要綱

制定 2025年（令和7年）1月6日

改定 2025年（令和7年）4月1日

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）管理・運営計画策定業務委託及び基本設計委託（以下「本委託」という。）の受託事業者候補の公平かつ適正な選定に資するために設置する「OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）管理・運営計画策定業務委託及び基本設計委託受託事業者候補審査選定委員会（以下「委員会」という。）」の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 公募要領、選定方法及び審査選定基準の審議に関すること。
- (2) 本委託の受託事業者の最適な候補を決定するために実施する公募型プロポーザルについて、受託事業者となることを希望して参加を表明し、企画提案を行った法人等（以下「プロポーザル応募者」という。）の企画提案の内容の審査に関すること。
- (3) プロポーザル応募者の中から本委託の受託事業者の候補を選定すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員長がプロポーザル応募者の企画提案の内容の審査及び受託事業者の候補の選定に関して必要があると認めたこと。

#### （組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

#### （委員長等）

第4条 委員長は、企画政策部長を、副委員長は、生涯学習部長をもって充てる。

- 2 委員長は、議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

#### （委員）

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 企画政策部長

- (2) 生涯学習部長
- (3) 市長室長
- (4) 財務部長
- (5) 市民自治部長
- (6) 子ども青少年部長
- (7) 経済部長
- (8) 計画建築部長
- (9) 都市整備部長
- (10) 学識経験者
- (11) 学識経験者

(任期)

第6条 委員の任期は、この要綱の制定の日から委員会が開催された日の属する年度の末日までとする。

(委員の代理)

第7条 委員が、やむを得ない理由により委員会に出席できないときは、委員の代理となる者を出席させることができる。この場合において、委員は、会議が開かれる前にその旨を口頭で委員長に申し出て、その了承を得なければならない。

2 前項の規定に基づいて委員の代理となる者が会議に出席するときは、当該代理となる者の行為を委員の行為とみなす。

(委員会)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長を含む過半数以上の出席がなければ、これを聞くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合には、委員長がこれを決する。

4 委員会は、原則、非公開とする。ただし、委員会の運営に支障のない範囲で応募者の書類審査及びプレゼンテーション審査の公開を認めるときは、委員会の一部を公開することができる。

5 会議における配布資料及び会議資料は、公表しないものとする。

6 対面又はオンラインによる委員会の開催が困難であるときは、書面開催を行うことができる。

7 メディア等による委員会の撮影は、開会前及び閉会後の委員会の運営に支障のない範囲で認める。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、企画政策部企画政策課において行う。

(守秘義務)

第10条 委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）1月6日から施行する。

附 則

この改定は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。